

ます。

そこで今回は、私が監督を実施した際に、健康診断実施後の措置の必要性を強く感じた事例の紹介と、その実施すべき事後措置について簡単にふれさせていただきたいと思います。

監督署の窓

健康診断実施後の措置について



労働安全衛生法では、ご存知のとおり、事業者による、定期健康診断の実施が義務付けられています。そして監督署にて実施しています監督の結果、定期健康診断の未実施違反についてはかなり減少してきています。しかし、健康診断実施後の措置については、現在においても、多くの事業場で法違反が認められ、事後措置の実施の定着にはもうしばらくかかると感じています。

ある運送業を営む事業場より、脳疾患にかかる労災請求がありました。その内容等はトラック運転中、前方にて信号待ちで停車していた車両に追突、原因は脳出血により突然意識不明状態となつたためで、結果運転手はその後死亡、そして運転手の時間外、休日労働時間が月80時間程度あり、業務による過重負荷があつたとして労災請求がなされたものでした。

監督の結果、運転手の時間外、休日労働時間は、直近数か月の状況として最も多い月で80時間程度、運転手の年齢は50代前半で、定期健康診断はこの災害の約3か月前に実施

されました。そして定期健康診断の結果、血压検査は要治療、心電図検査は要精密検査と、所見がある旨の結果が出ていますが、同事業場では、事後措置を全く講じず、引き続き運転業務にその運転手を従事させていました。

労働安全衛生法では、

事業者は、健康診断の結果その法定の健康診断項目に異常の所見があると

診断された労働者につい

ては、医師等の意見を聴

かなければならぬとさ

れています（同法第66条の4）。その意見は、引き続き通常勤務してよいか、要就業制限（労働時間の短縮、時間外労働の制限、深夜業の回数の減少、作業の転換、昼間勤務への転換、出張の制限等勤務負荷軽減措置を必要とするもの）、要休業とすべきかについて聽きます。

そして事業者は、医師等より聴いた意見を勘案し、該当労働者の実情を考慮して、必要な措置を

講じることになります（同法第66条の5）。これが健康診断実施後の措置についてのおおまかな流れです。

事例に戻りますが、もし、この事後の措置を講じていたら、今回の出来事は防ぐことができた可能性があり、被害の大きさからも、私は、事後措置の必要性を実感したところです。同事業場においても、私以上に実感した様子で、以後事後措置を的確に実施していくところでした。

最後に、意見を聞く医師等について、事業場の労働者数が50人以上の事

業場においては、産業医がおられますのが、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、事業場所在地を受け持つ地域産業保健センターに申出でいただければ、同法第66条の4による医師等からの意見聴取を、「無料」で受けることができますので、ご活用ください。

【参考】

名古屋北・東・南西地域
産業保健センター（☎ 052-1979-1230
3）、春日井・小牧地域
産業保健センター（☎ 0568-82-9900）

表紙のことば

霧景
今川英明

切れ間から錫杖岳が顔を出し始め、幻想的な霧囲気となりました。

奥飛騨温泉郷にある錫杖岳です。山の周辺が霧に覆われていますが、立ち込めていた

データ
カメラ
キヤノン EOS 5DマークIII
レンズ キヤノンズーム70-200 F2.8

考

慮して、必要な措置を